

利用者負担金<3歳~5歳 教育> 1号認定(案)

資料1

●政府は、平成27年1月14日閣議決定で、第2階層の国基準を9,100円から3,000円に引下げ。

☞ 当初案の第2階層は、保育利用者(2号認定)の第2階層保育料と同額の5,600円で設定を行っていたが、今回の引き下げにより、5,600円では国基準を超えるため引き下げ後の国基準をベースとした額としたい。

国の新制度基準		【新制度】岩出市	【現行】岩出市
階層区分	新制度利用者負担 平均保育料 (308,000円/年)	利用者負担金案 (月額)	現行利用者負担 平均保育料 (264,000円/年)
	利用者負担額(月額)		利用者負担額(月額)
① 生活保護を受けている世帯	0円	0円	4,030円
② 市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税)	(前回) 9,100円 <u>(今回) 3,000円</u>	7,735円 (前回国基準 85%) ↓ 1号より利用時間の長い2号(3歳児以上保育)の利用料5,600円よりも高くなってしまふ。 5,600円 (前回市長説明時の金額) ↓ 国が今回、逆転状態を是正したものと考えられ、これを前提に設定 <u>2,550円 (今回国基準 85%)</u>	10,380円
③ 市民税所得割課税額 (77,100円以下)	16,100円	13,680円 (国基準 85%)	15,280円
④ 市民税所得割課税額 (211,200円以下)	20,500円	17,420円 (国基準 85%)	18,370円
⑤ 市民税所得割課税額 (250,000円以下)	25,700円	21,840円 (国基準 85%)	22,000円
上記以外			

※85% は新制度の国基準平均月額保育料(308,000円)と 岩出市の現行平均保育料(264,000円) との割合から算出

利用者負担金(案)2号<3歳~5歳保育必要>

●岩出市では、国の基準を基に現行利用者負担額水準を超えないように、保育標準時間については第1階層から第8階層までは現行どおり、保育短時間については第3階層から第8階層までは、国の考え方である保育標準時間認定の▲1.7%で設定、第2階層は国基準同様保育標準時間と保育短時間を同額で設定する。

【現行】保育料				【新制度】国基準保育料				【新制度】岩出市案			
階層区分		国徴収基準	岩出市保育料	階層区分		保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)		保育短時間 (8時間)	
①	生活保護 世帯	0円	0円 (国基準 100%)	生活保護 世帯		0円	0円	0円 (国基準 100%)		0円	0円
②	市民税非課税 (~256万円)	6,000円	5,600円 (国基準 93.3%)	市民税非課税 (~256万円)		6,000円	6,000円	5,600円 (国基準 93.3%)		5,600円 (標準 100%) 0円	0円
③	市民税課税 (~300万円)	16,500円	16,000円 (国基準 97.0%)	市民税所得割 48,600円未満 (~300万円)		16,500円	16,300円	16,000円 (国基準 97.0%)		15,700円 (標準 ▲1.7%) -300円	15,700円
④	所得税額 40,000円未満 (~420万円)	27,000円	26,200円 (国基準 97.0%)	市民税所得割 97,000円未満 (~420万円)		27,000円	26,600円	26,200円 (国基準 97.0%)		25,700円 (標準 ▲1.7%) -500円	25,700円
⑤	所得税額 103,000円未満 (~600万円)	41,500円	28,100円 (国基準 67.7%)	市民税所得割 169,000円未満 (~600万円)		41,500円	40,900円	28,100円 (国基準 67.7%)		27,600円 (標準 ▲1.7%) -500円	27,600円
⑥	所得税額 413,000円未満 (~800万円)	58,000円	28,600円 (国基準 49.3%)	市民税所得割 301,000円未満 (~800万円)		58,000円	57,100円	28,600円 (国基準 49.3%)		28,100円 (標準 ▲1.7%) -500円	28,100円
⑦	所得税額 734,000円 (~1,080万円)	77,000円	29,100円 (国基準 37.7%)	市民税所得割 397,000円 (~1,080万円)		77,000円	75,800円	29,100円 (国基準 37.7%)		28,600円 (標準 ▲1.7%) -500円	28,600円
⑧	所得税額 734,000円以上 (1,080万円~)	101,000円	30,300円 (国基準 30%)	市民税所得割 397,000円以上 (1,080万円~)		101,000円	99,400円	30,300円 (国基準 30%)		29,700円 (標準 ▲1.7%) -600円	29,700円